令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第２１条関係）

特定事業主名：山梨県中央市　　令和８年７月３１日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８８．３　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０１．５　％
全職員	５７．５　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	９８．２　％
本庁課長相当職	９４．７　％
本庁課長補佐相当職	－　％
本庁係長相当職	１００．８　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１０２．２　％
３１～３５年	９８．７　％
２６～３０年	９０．６　％
２１～２５年	９７．０　％
１６～２０年	９５．３　％
１１～１５年	９０．９　％
６～１０年	９３．３　％
１～５年	９４．４　％

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に対して支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は８４．６%である。
・比較的給与額の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、９１．０%を女性が占める。
・勤続年数３６年以上の職員について、男性のうち２５．０%が定年延長（給料７割措置）職員であるのに対し、女性のうち定年延長（給料７割措置）職員の割合は０．０%である

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	４５．５　％

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員のうち管理的地位にある職員の割合は男性が１４．１%、女性が１３．５%である。
・令和５年度から令和７年度までの３年間に新たに管理的地位にある職員となった職員１３名のうち女性職員は６名（４６．２%）であり、女性職員の割合は増加傾向にある。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	１６．７　％
本庁課長相当職	５１．９　％
本庁課長補佐相当職	－　％
本庁係長相当職	２４．５　％

【説明欄】

・部長相当職については、部制を開始した令和６年度は０%であったが、令和７年度は１６．７%に上昇した。
・課長相当職については、令和４年度は４１．４%であったのに対し、令和７年度は５１．９%と３年間で１０．５ポイント上昇した。
・係長相当職については、令和４年度は２８．３%であったのに対し、令和７年度は２４．５%と３年間で３．８ポイント減少した。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	０．０　％
女性	１００．０　％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－　％
女性	１００．０　％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	－　％	０．０％	－　％	０．０％
１週間以上２週間未満	－　％	０．０％	－　％	０．０％
２週間以上１月以下	－　％	０．０％	－　％	０．０％
１月超３月以下	－　％	０．０％	－　％	０．０％
３月超６月以下	－　％	０．０％	－　％	０．０％
６月超９月以下	－　％	０．０％	－　％	０．０％
９月超 12 月以下	－　％	２５．０％	－　％	７５．０％
12 月超 24 月以下	－　％	７５．０％	－　％	２５．０％
24 月超	－　％	０．０％	－	－

【説明欄】

・男性の育児休業取得者がおらず取得率は０．０％となったが、令和８年度からは山梨県が実施する「やまなし共育未来宣言」に参加し、男性職員の育児休業取得率１００％を目指し取り組んでいく。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	１１．１　時間／月
内部部局等以外	３．３　時間／月

【説明欄】

・内部部局等職員の時間外勤務は、令和５年度は１２．２時間／月、令和６年度は１１．９時間／月と減少傾向にある。
・内部部局等以外職員の時間外勤務は、令和５年度は５．２時間／月、令和６年度は３．４時間／月とこちらも減少傾向にある。